

判決年月日	平成 2 5 年 9 月 5 日	担当 部	知的財産高等裁判所 第 2 部
事 件 番 号	平成 2 5 年（行ケ）第 1 0 0 4 5 号		
○ 指定商品を「切子模様を備えるクリスタルガラス製品、切子模様を備えるグラス、切子模様を備えるコップ類…」とする本願商標「カガミクリスタル江戸切子」から「江戸切子」部分を要部として抽出し、引用商標である地域団体商標「江戸切子」と類似すると判断した審決の判断を維持した事例			

（関連条文） 商標法4条1項11号

本件は、クリスタル製品メーカーである原告が、本願商標について商標登録出願をしたところ、引用商標である地域団体商標「江戸切子」に類似するとして拒絶査定を受けたので、これを不服として審判請求をしたが、特許庁から、請求不成立の審決を受けたので、その取消しを求めた事案である。

【本願商標】



指定商品：第21類「切子模様を備えるクリスタルガラス製品、切子模様を備えるグラス、切子模様を備えるコップ類…」

【引用商標】

江戸切子（標準文字・地域団体商標）

指定商品及び役務：第21類「…東京地方に由来する製法により東京都江東区・墨田区・葛飾区・江戸川区及びその周辺で生産されたガラス製グラス…」ほか

本判決は、要旨、次の(1)、(2)のとおり判示し、両商標は類似するとした。

(1) 要部の認定

本願商標における「カガミクリスタル」部分と「江戸切子」部分について、その配置、文字の大きさ、種類に加え、いずれも特徴的な筆文字体で書されており、「江戸切子」製品自体が全国的に周知であることから、当該文字が「江戸切子」との表記であるとすぐに判読できるが、「カガミクリスタル」部分は、一見して判読が容易であるとまではいえないこと、

「切子」は、広辞苑において「切り子ガラスの略」の意があるとされ、「切り子ガラス」について、「彫琢または切込細工を施したクリスタルガラス。きりこガラス。」とされていることから、「江戸」と結びついて、江戸時代又は江戸地方の切り子ガラスとの観念が自然に生じるほか、東京及びその周辺地域で製作される金属や砥石の円盤を用いて表面をカットする技法により製作される伝統工芸品としての江戸切子を想起するものであることなどから、「江戸切子」部分の文字は、「カガミクリスタル」の文字から明瞭に区別することができ、本願商標に接した需要者等は、大きく記された「江戸切子」の漢字部分を強く意識することが多いものと認められる。

(2) 両商標の類否判断

①外観について、本願商標の要部が「江戸切子」部分であることからすれば、漢字で「江戸切子」と記載されている点において共通しており、外観において共通する部分がある。②称呼について、本願商標の要部である「エドキリコ」において共通し、「江戸切子」という観念についても共通する。③本願商標の指定商品の一部は、引用商標の指定商品と同一又は類似のものであり、引用商標権者である東京カットガラス工業協同組合の引用商標は、各種の展示会の実績やその案内、成果等の新聞等掲載、東京都や経済産業省の伝統工芸品指定を受けるなどしていることから、自他識別機能があり、一定程度の周知性を保っている。他方、原告は、創業以来80年近くの伝統を有するクリスタル製品メーカーとして全国的に知られる会社であり、「カガミクリスタル」のブランドで商品展開しているものである。以上を踏まえると、原告の本願商標と上記組合又はその組合員の使用する引用商標とで、いずれかが他方を凌駕して圧倒的に顕著な著名性を有するとまではいえず、取引における誤認混同のおそれが存在している。

そうすると、本願商標と引用商標は、外観において共通する部分があり、称呼と観念を共通にする類似の商標というべきであり、また、指定商品は同一又は類似していると認められるから、本願商標が商標法4条1項11号に該当するとした審決の判断に誤りはない。

なお、引用商標が周知性を獲得していない等との原告の主張については、「現に引用商標が地域団体商標として登録され、本件組合の商標として江戸切子が一定程度の周知性を保っていることも否定することができない以上、原告の本願商標が、要部と認めざるを得ない『江戸切子』部分において引用商標の自他識別機能を凌駕していると認めることはできないといわなければならない」として排斥した。